

明監報第10号

総務局（財務室）定期監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和5年11月27日

明石市監査委員 藤 本 一 彦

同 藤 田 隆 大

同 竹 内 きよ子

同 井 藤 圭 順

## 総務局（財務室）定期監査の結果について

### 1 監査の対象部局

財務室

財務担当 契約担当 管財担当

### 2 監査の期間

令和5年8月22日から令和5年11月27日まで

### 3 監査の対象範囲

令和4年度における財務に関する事務の執行を対象とした。

ただし、必要に応じて令和4年度以外の事務も監査の対象とした。

### 4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行等
- (2) 現金等取扱事務
- (3) 収入事務
- (4) 支出事務
- (5) 補助金事務
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) その他

### 5 監査の方法

財務室各担当から、予算の執行状況、物品の管理状況等に関する資料の提出を求め、所管する事務についてリスク評価を行い、評価結果に基づき重点項目を選定し、予算及び関係法令等に基づき適切に行われているかを証憑書類等の突合や関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を実施した。

### 6 監査の結果

財務に関する事務の執行状況を中心に監査を実施した結果、おおむね

適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、次のような事例が見受けられたので、検討のうえ、改善措置を講じられたい。

なお、別途改善の検討を指示した事項<sup>\*</sup>についても、改善措置を講じられたい。

また、今回の監査は、リスク評価の結果に基づき選定した重点項目について、その一部を抽出して実施したものである。このため、所管部署におかれては、他に同様の事例が発生していないか十分に点検を行われたい。

## 1 適正な委託事務の執行について

財務担当では、平成30年度から小・中学校、保育所などの施設の維持管理業務及び修繕業務を一括して業務委託している。この委託業務は、全ての業務を受託者が行うのではなく、受託者が全体のマネジメントを行い、大半は多数の事業者への再委託により業務を遂行する体制で行っている。

前回実施した令和2年度の同室の定期監査では、文書事務をはじめ、契約事務において作成する文書に不備が散見されるとともに、履行確認が適正に行われていないものなど不適切な処理が多く見受けられたため、監査委員から改善の指示を行ったところである。

これに対し、同室からは「文書事務や契約事務を確実にを行い、管理職が検認するとともに、今後は受託事業者への指導を含め、適正な管理に努めていく」旨の措置報告があった。

しかしながら、今年度の定期監査を実施し、状況を確認したところ、一定の改善は見られたものの、十分な改善措置が講じられておらず、再委託の承諾申請を徴していないもの、見積合せを適正に行っていないもの、修繕の完了報告が不十分なものなど、前回の定期監査と同様の事例や支出の根拠を定めず支払いを行っているなど不適切な事例が多く見受けられたことは誠に残念である。

当該事業は、本市の施設管理等の事務処理が迅速かつ効率的に行わ

れるなど、大いに効果を上げていると報告を受けている。そのような重要な事業であるからこそ、規定等に基づく適切・適正な事務処理やそのプロセスを明確にした上で公金を支出することが肝要であると考ええる。

今回の監査結果を財務室全体の指摘として捉え、今後は同様の事例が再び発生しないよう、財務事務の適正な執行に対する意識の徹底とともに支出の根拠や業務履行確認の基準を定めるなど、組織として適正な事務の執行に取り組んでいただきたい。

— 参考 —

※別途改善の検討を指示した事項

定期監査	予算の執行等	現金等取扱事務	収入事務	支出事務	補助金事務	契約事務	財産管理	その他	計
件数	1			1	1	16	3		22

※ 上記表は、今回から監査結果の参考として添付しています。